

官民データ活用推進基本法第 21 条第 4 項の規定に基づく意見
(案)

令和 3 年 6 月 9 日
個人情報保護委員会

第 204 回国会（常会）におけるデジタル社会形成基本法の成立を受け、デジタル庁が司令塔となって、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進していくこととなる。デジタル社会の形成に当たっては、個人の権利利益の保護と個人に関するデータの活用との適切なバランスが確保されることが肝要である。

こうした基本的視座に立った上で、デジタル社会の実現に向けた重点計画に定められた施策のうち、官民データを取り扱うものを実施するに当たっては、次の点に留意することが適当である。

- (1) 個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、個人情報等の適正な取扱いが確保されるようにすること。
- (2) 個人情報等の取扱いについては、当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること。

以上